

新型コロナウイルス感染症拡大下における役員改選の対応と登記実務

鈴木龍介 司法書士

一 はじめに

新型コロナウイルス感染症の拡大が深刻化する中、これから迎えることとなる定時株主総会をどのように開催し、どのように運営すべきか頭を悩ませている関係者も少なくないと思われる。とりわけイレギュラーなかたちでの開催を余儀なくされることもある定時株主総会の役員等の改選については、登記上の論点を含め、考えておかなければならない事項は少なくない。そこで、本稿では上場会社等を含む公開会社である大会社を念頭に、現下の状況を踏まえ、役員等の改選の対応とその登記実務について、実践的かつ具体的に検討することとする。なお、本稿は令和二(二〇二〇)年五月十三日時点の情報等に基づき執筆したものであることをお

断りするとともに、今後の動向については注視していただきたい。

二 スタンダードな定時株主総会と役員等の改選

定時株主総会については、会社法でその開催時期までは規定されていないものの、事業年度終了後から三カ月以内に開催する旨を定款で定めているのが一般的である。

役員等の任期については、定時株主総会の終結時が基準となっており(会社法三三二条一項等)、定款にも同様の定めを設けているのが一般的である。取締役・監査役については、任期満了時に同一人を再任するにしても、あらためて選任の決議(同法三二九条一項)が必要となる。会計監査人については、任期満了時の定時

目次

- 一 はじめに
- 二 スタンダードな定時株主総会と役員等の改選
- 三 延期して開催した場合
 - 1 総会の位置づけ
 - 2 取締役・監査役の改選
 - 3 会計監査人の改選
- 四 継続会とした場合
 - 1 総会の位置づけ
 - 2 役員等の改選
- 五 二回に分けて開催した場合
- 六 バイチャルで開催した場合
- 七 代表取締役の改選
 - 1 前提の整理
 - 2 決議の省略
 - 3 インターネット出席
 - 4 予選
- 八 その他の登記上の論点
 - 1 登記懈怠
 - 2 法務局の処理期間
- 九 おわりに

株主総会において別段の決議がなされなかったときには、再任されたものとみなされる(同法三三八条二項)。

会社と役員等は委任関係にあることから(会社法三三〇条)、役員等の選任決議に加え、被選任者の就任の承諾により、役員等の地位に就くことになる。役員等の就任にかかる登記申請に

は、選任決議をした株主総会の議事録（商業登記法四六条二項）および就任を承諾したことを証する書面（同法五四条一項・二項一号）を添付することになる。また、いずれの役員等についても、その就任の日から二週間以内に当該登記申請をしなければならぬ（会社法九一五条一項）。

三 延期して開催した場合

1 総会の位置づけ

平時の場合、定時株主総会を定款所定の期間内に開催しないのは定款違反ということになる。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、決算・監査業務が遅延し、定時株主総会の目的事項である計算書類等の準備が間に合わない場合など当該期間内に開催ができないという事態も想定される。

そのような場合の選択肢の一つとして、定時株主総会を定款所定の期間から延期して開催することが考えられ、現下の状況を踏まえると、それも許容されるところの見解が法務省により示されている（注一）。

2 取締役・監査役の改選

平時の場合、定時株主総会が定款所定の期間から延期して開催されたときの改選期にある取

締役・監査役については、本来定時株主総会が開催されるべき期間の満了日に任期満了により退任するものとされている（注二）。たとえば、三月三十一日を事業年度の末日とし、そこから三月以内で定時株主総会を開催する旨の定款の定めがある会社（以下、同様の設例の会社を想定するものとする）がX年七月二〇日に定時株主総会を開催した場合、改選期にある取締役・監査役はX年六月三〇日に任期満了により退任することになるが、それにより欠員が生じる場合、後任者が就任する同年七月二〇日までの間は権利義務承継取締役・監査役ということになる（会社法三四六条一項）。したがって、同一人が取締役・監査役に再任したケースであっても登記すべき事項としては「X年六月三〇日退任」「X年七月二〇日就任」ということになる。

なお、当該登記申請には本来の定時株主総会を開催すべき期間とその任期を明らかにするため定款を添付するのが原則である（注三）。

一方で、現下の状況を踏まえ、定時株主総会が定款所定の期間から延期して開催されたときには、前記と同様の設例に照らすと、令和二年七月二〇日に開催された定時株主総会の終結まで任期は延長され、あらたに取締役・監査役が就任したケースの登記すべき事項としては前任者につき「令和二年七月二〇日退任」、新任者につき「令和二年七月二〇日就任」となり、同一人が取締役・監査役に再任したケースの登記す

べき事項としては「令和二年七月二〇日重任」となることの見解が法務省により示されている（注四）。なお、当該登記申請に添付する延期された定時株主総会の議事録に「本定時株主総会の終結をもって取締役および監査役の任期が満了する」旨および延期となった事情が記載されていれば、定款の添付は要しないものと考えられる（注五）。

3 会計監査人の改選

会計監査人に関する取扱いは、基本的に前記の取締役・監査役と同様である。ただし、会計監査人は、取締役・監査役と異なり、権利義務承継の規定がないことから、平時の場合には、本来任期満了する時点から欠員が生じることとなり、監査役会等で一時会計監査人の職務を行う者を選任し（会社法三四六条四項〜八項）、一時会計監査人の職務を行う者（仮会計監査人）の就任の登記を行うことになる。

一方で、現下の状況を踏まえ、定時株主総会が定款所定の期間から延期して開催されたときには、前記と同様の設例に照らすと、令和二年七月二〇日に開催された定時株主総会の終結まで任期は延長されるので欠員が生じることなく、当該総会で会計監査人について別段の決議がなされなかったケースの登記すべき事項としては「令和二年七月二〇日重任」となる。

四 継続会とした場合

1 総会の位置づけ

前記の延期開催のほかに継続会(会社法三二七条)という方法も考えられる。

当初の株主総会(以下「当初会」という)と継続会は、両者をもって一つの株主総会と位置づけられることから、平時であれば当初会と継続会の間は二週間以内と時間的に近接している必要があると解されているもの(注六)、現下の状況を踏まえ、三カ月以内を一つの目安とするとの見解が金融庁・法務省・経済産業省により示されている(注七)。

2 役員等の改選

平時の場合、定款所定の期間の経過後に継続会が開催されたときの改選期にある役員等の任期については、前記の延期開催の場合と同様に、本来定時株主総会が開催されるべき期間の満了日に任期満了により退任するという見解もある(注八)。しかしながら、実務的には、当初会と継続会はあくまで一つの定時株主総会と観念し、継続会の終結時に任期満了し、改選がなされているという例も少なくない。たとえば、X年六月二十五日に当初会が開催され、そこで役員

の改選が行われ、同年七月二〇日に継続会が開催され、そこで計算書類の承認(報告)が行われた場合、あらたに役員等に就任したケースの登記すべき事項としては前任者につき「X年七月二〇日退任」、新任者につき「X年七月二〇日就任」となり、同一人が役員等に再任したケースの登記すべき事項としては「X年七月二〇日重任」となっている事案が見られる。

一方で、現下の状況を踏まえ、継続会が定款所定の期間の経過後に開催されたときには、前記と同様の設例に照らすと、令和二年七月二〇日に開催された継続会の終結まで任期が延長され、あらたに役員等に就任したケースの登記すべき事項としては前任者につき「令和二年七月二〇日退任」、新任者につき「令和二年七月二〇日就任」となり、同一人が役員等に再任したケースの登記すべき事項としては「令和二年七月二〇日重任」となるとの見解が法務省により示されている(注九)。

ここで一つ問題となるのは、役員等の改選の効力を定款所定の期間内に開催された当初会の終結時としたいという場合である。前記の設例に照らすと、令和二年六月二十五日に開催された当初会の終結時に改選期にある役員等が退任し、後任役員等が就任するということを企図するものである。この場合には、改選期にある役員等が辞任したうえで後任役員等を選任することになるとの見解が法務省により示されている(注一〇)。したがって、役員等の就退任にかか

る登記すべき事項としては前任者につき「令和二年六月二十五日辞任」、新任者・辞任後の再任者のいずれも「令和二年六月二十五日就任」ということになる。

五 二回に分けて開催した場合

前記の延期開催および継続会の場合に加えて、株主総会を二回に分けて開催した場合についても検討しておくこととする。その背景としては、計算書類の不備等から計算書類を承認(報告)するための株主総会を開催する目途がたないものの、役員等の改選については定款所定の期間内に行いたいというニーズによるものである。

そもそも定時株主総会は計算書類の承認(報告)を行う株主総会であると解するならば(注一一)、役員等の改選のみを目的とする株主総会を開催しても定時株主総会には該当せず、改選期にある役員等の任期は満了しないということになる。そこで、当該株主総会において役員等の改選を行うためには、前記の継続会と同様に改選期の役員等が辞任したうえで後任役員等の選任を行うということが考えられる。この場合の登記すべき事項については前記の継続会と同様である。

一方で、現下の状況を踏まえ、例年どおりの定款所定の期間内に役員等の改選のみを目的と

する株主総会を開催した場合、これを定時株主総会と位置づけるかどうかにかかわらず、改選期の役員等の任期は、当該株主総会の終結時に満了するとの見解が法務省により示されている（注一〇）。したがって、この場合の任期満了退任後再任した役員等にかかる登記すべき事項としては通常どおりに開催された定時株主総会の場合と同様に、たとえば「令和二年六月二五日重任」となる。

六 パーチャルで開催した場合

現下の状況において、いわゆる「バーチャル株主総会」が注目を集めているところであるが（注一一）、役員等の改選については、基本的に通常どおりに開催された株主総会の場合と異なるところはない。

役員等の被選任者は、株主総会の議場でなくインターネット等によりアクセスする方式で出席することも可能であり、そのようなかたちでも席上ということになり、即時に就任承諾をし、その旨が株主総会議事録に記載されれば、当該議事録を同人の就任にかかる登記申請での就任を承諾したことを証する書面として援用することができる。ただし、被選任者が議場と即時かつ双方向での意思伝達ができない状況のため議長などが伝聞的に就任を承諾した旨を報告したような場合にあっては席上での即時の

就任承諾の意思表示とはいえないことから、別途、同人の就任承諾書を作成し、それを登記申請に添付する必要がある（注一四）。

七 代表取締役の改選

1 前提の整理

代表取締役については、取締役であることが前提であり、取締役として任期満了退任した場合、同一人を再選するにしても、あらかじめ取締役会での選定の決議が必要となる（会社法三六二条二項三号・三項）。代表取締役の登記事項はその氏名と住所であり（同法九一条三項一四号）、就退任したときには当該登記申請をしなければならぬ。

平時の場合であれば、定時株主総会直後に開催される取締役会で代表取締役を選定するのが一般的であるが、現下の状況を踏まえると、定時株主総会直後の取締役に取締役が実際に参集できないという事態も想定される。そこで、当該取締役会の決議について、とり得る方法を検討することとする。なお、これらの方法は、必ずしも現下のような有事の際に限定されるわけではなく、平時においても利用することが可能である。

2 決議の省略

一つ目の方法として、取締役会の決議の省略（会社法三七〇条。以下「決議省略」という）を利用することが考えられる。決議省略によれば取締役・監査役が一堂に会することはない。決議省略を行うための前提としてそれを許容する定款の定めが必要であり、決議省略に基づく登記申請には、決議省略にかかる取締役会議事録（会社法施行規則一〇一条四項一号。以下「決議省略議事録」という）とともに定款の添付が必要となる（商業登記規則六一条一項）。

商業登記手続上の特則として、決議省略により代表取締役を選定した場合の代表取締役の就任にかかる登記申請には、通常の取締役会議事録の場合と同様に、決議省略議事録に変更前の代表取締役が法務局に提出している、いわゆる会社届出印（商業登記法二〇一条一項）を押し印しているときを除き、取締役全員（注一五）が決議省略議事録に市町村長に届け出ている、いわゆる個人実印を押し、当該印鑑にかかる証明書を添付することになる（商業登記規則六一条六項三号）。ただし、決議省略議事録については、通常の取締役会議事録とは異なり（会社法三六九条三項参照）、署名または記名押し義務は課されていないことを踏まえ、登記実務上は決議省略にかかる取締役の同意書に個人実印を押ししたものを添付することで、前記の押しされた決議省

略議事録の添付に代替することが可能であるとされている(注一六)。当該同意書には各取締役が単独で個人実印を押印することから、決議省略議事録に、いわゆる持ち回りで押印する場合と比べ、所要時間の短縮を図ることができる。

決議省略については、実際に取締役会は開催されていないことから席上即時就任承諾ということとはあり得ず、別途、被選定者の就任承諾書を作成し、それを登記申請に添付する必要がある。

3 インターネット出席

二つ目の方法として、取締役や監査役が取締役会の開催場所に参集することなくインターネットを用いたテレビ電話会議システム等によりアクセスする方式(以下「インターネット方式」という)により出席することが考えられる。インターネット方式によれば取締役や監査役が一堂に会する必要はないことになる。インターネット方式であっても、取締役会は実際に開催されていることから、前記の決議省略とは異なり、代表取締役の就任にかかる登記申請に添付することとなる取締役会議事録にはインターネット方式で出席した取締役や監査役にも署名または記名押印義務が課される。

インターネット方式による場合、出席者が一堂に会すると同等の相互に十分な議論ができる状態であることを要し、その旨が取締役会議

事録に記載されている必要がある(注一七)。

4 予選

三つ目の方法としては、代表取締役を予選することが考えられる。予選を行うことによって一定程度、時間的制約から解放されることになる。つまり、代表取締役たる取締役が改選となる定時株主総会の前に、当該定時株主総会で取締役を再任されることを条件に、あらかじめ取締役会で代表取締役を選定しておくというものである。ただし、代表取締役の予選決議をした取締役会の開催時と、その予選決議の効力発生時すなわち当該定時株主総会の終結時までの間が一カ月程度と時間的に近接しており、かつ両時点での取締役が同一すなわち現任取締役全員が再任されていることを要する(注一八)。

八 その他の登記上の論点

1 登記懈怠

登記申請には二週間以内という登記期間が定められており(会社法九二五条一項)、当該期間を徒過した場合には、いわゆる登記懈怠として過料制裁の対象となる(同法九七六条一号)。

一方で、現下の状況を踏まえると、登記期間内に登記申請をすることが困難である事態も想定される。たとえば、代表取締役の就任にかか

る登記申請に添付する取締役会議事録については、前記のとおり取締役会議事録に出席取締役・監査役が持ち回りで個人実印を押印しなければならない場合があり、相応の時間を要することも考えられる。

過料を科すためには故意または過失があることを要し、登記懈怠について過失がない場合には、過料を科すことができないものと解されている(注一九)。現下の状況に照らせば、登記期間を徒過したとしても過失がないとされる場合もあり得ると考えられるが、登記懈怠として過料の対象とならないこととなるような特例措置が講じられることが望まれる(注二〇)。

2 法務局の処理期間

登記申請がなされると、法務局において受付後に審査を行った上で問題がなければ登記が行われる。平時であれば、この一連の法務局内での登記処理にかかる期間は、管轄法務局や事案によって多少のばらつきはあるものの、およそ一週間程度である。なお、当該処理期間中は、あらたな別の登記申請をすることはできないものの、登記事項証明書等の交付を受けることはできない。

一方、現下の状況を踏まえ、法務局における事務処理の体制も交代制等がとられていることから、通常より当該処理が遅れることが想定されている(注二一)。そのような事情から、先行

した登記の完了を待たずしてあらたな別の登記申請をしなければならぬケースや、比較的長期間にわたって登記事項証明書等の交付を受けられないケースがあることには留意されたい。

九 おわりに

定時株主総会や、それに伴う役員等の改選は、企業にとって重要事項ではあるものの、現下の状況を踏まえると最優先されるのは関係者の生命と健康であり、それを大前提とした対応をとることが必須である。

一方で、現下のような非常時においては、法令や従来の見解をそのまま表層的になぞって適用するのではなく、それぞれの趣旨を踏まえたうえで柔軟な解釈をするというスタンスも必要である。

最後になるが、読者諸兄にはくれぐれもご自愛をいただき、現下の状況が一日も早く収束することを切望する次第である。

- (注一) 法務省「定時株主総会の開催について」(二〇二〇年五月一日更新。 http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00021.html)。
- (注二) 昭和三十三年一月二三日民甲一六五五号回答(法務省民事局編「登記関係先例集 追加編Ⅱ」(テイハン、一九六〇)七三二頁、昭和三十八年五月一八日民甲一三五六号回答(法務省民事局編「登記関係先例集 追加編Ⅲ」(テイハン、一九六五)一四三三頁)。

- (注三) 松井信憲『商業登記ハンドブック(第三版)』(商事法務、二〇一五)四一九頁。
- (注四) 法務省「商業・法人登記事務に関するQ&A」(二〇二〇年五月一日更新。 http://www.moj.go.jp/sho/kouhou/sho06_00076.html) Q1。

- (注五) 昭和五三年九月一八日民四五〇〇三号回答(法務省民事局編「登記関係先例集 追加編Ⅶ」(テイハン、一九九八)二八九頁 参照。
- (注六) 岩原紳作編『会社法コンメンタール7——機関1』(商事法務、二〇一三)二八八頁〔前田重行〕。ただし、これまでの実務を見ると一カ月〜二カ月程度で運用されている例も少なくない。

- (注七) 金融庁「法務省」経済産業省「継続会社(会社法三二七条)について」(二〇二〇年四月二八日。 <http://www.moj.go.jp/content/001319501.pdf>)。
- (注八) 吉戒修「定時総会が定款所定の開催時期に開催されなかった場合の取締役及び監査役の任期」鴻常夫「清水湛」江頭憲治郎「寺田逸郎編『商業登記先例判例百選』別冊ジュリスト 二二四号(一九九三)九七頁。

- (注九) 法務省・前掲(注四)Q二。
- (注一〇) 法務省・前掲(注四)Q二。
- (注一一) 上柳克郎「鴻常夫」竹内昭夫編集代表『新版注釈会社法5——株式会社の機関①』(有斐閣、一九八六)九五頁、九六頁〔前田重行〕、相澤哲「葉玉匡美」郡谷大輔編著『論点解説新・会社法』(商事法務、二〇〇六)四三二頁。

- (注一二) 法務省・前掲(注四)Q三。
- (注一三) バーチャル株主総会の詳細については、澤口実編著『バーチャル株主総会の実務』(商事法務、二〇二〇)を参照。

- (注一四) 堀恩恵「就任を承諾したことを証する書面としての株主総会議事録の記載」本誌二二二五号(一九九〇)四八頁。
- (注一五) 監査役については、積極的な意思表示をしていないことから記名押印は不要とされる(松井・前掲(注三)一七四頁)。

- (注一六) 松井・前掲(注三)三九九頁。
- (注一七) 平成一四年一月一八日民商三〇四五号通知(登記研究編集室編「登記関係先例集 追加編X」(テイハン、二〇一九)八二頁)。

- (注一八) 昭和四二年一月二〇日民甲二七一号回答(法務省民事局編「登記関係先例集 追加編Ⅳ」(テイハン、一九六九)一五七頁)、鳥丸忠彦「取締役就任前の者を代表取締役に移すこと」の可否」本誌二二九六号(一九九二)四二頁。

- (注一九) 大決明治三十九年五月二二日民録一二輯七八一頁、大決大正二年四月二五日民録一九輯二七七頁。
- (注二〇) 東日本大震災に際しての特例措置については、山川都資「山森航太」東日本大震災に伴う商業登記の実務に関するQ&A」本誌一九三三号(二〇一一)七頁参照。

- (注二一) 法務局「新型コロナウイルス感染症関連情報」登記完了予定日について(二〇二〇年四月八日更新。 http://houmukyoku.moj.go.jp/home/page_000001_00005.html)。たとえば、令和二(二〇二〇)年五月一日に東京法務局に商業登記の申請をした場合の完了予定日は同年六月九日とされている(なお、完了予定日より早期に完了する場合もある)。(すずき・りゅうすけ)